

議会運営委員会

日 時 令和4年5月30日（月）午前10時～
場 所 全員協議会室

1 令和4年亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 5月30日（月） 告示第 号
- (2) 開 会 6月 6日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概 要 （別添）

3 6月議会日程案について【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 **6月 6日（月）正午**
質問順序 ①緑風会 ②共産党議員団 ③公明党議員団 ④新清流会
- (2) 請願書等提出期限 **6月 6日（月）午後5時**
- (3) 質疑通告期限 **6月14日（火）本会議終了時**
- (4) 意見書等提出期限 **6月23日（木）午前10時**
- (5) 討論通告期限 **6月24日（金）午後4時**

4 開会日（6月6日）の議事等について

- (1) 議事日程
 - 諸報告
 - 第1 会議録署名議員指名《木曾議員、齊藤議員》
 - 第2 会期決定
 - 第3 報告第1号から報告第3号及び第1号議案から第5号議案
(提案理由説明)

【裏面に続く】

(2) 諸報告

- 予算に関する報告（4件）
 - 監査（定期監査及び行政監査等）
 - 理事者出席要求
 - 教育長及び教育委員あいさつ
 - 人事異動に伴う職員紹介
- } ※今議会から再開
- ※新たな部長等は自席にて自己紹介
※新たな課長等は各部長等から紹介（議場への来場なし）

(3) 会 期

- 令和4年6月6日～令和5年2月4日（244日間）
- ※6月議会の期間：6月6日～6月27日（22日間）

5 議場の理事者席について【別紙No.2】

6 請願について

- 受理なし

7 陳情・要望について

- (1) 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情【別紙No.3】
- (2) 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情【別紙No.4】
- (3) 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情【別紙No.5】
- (4) 「対外的情報省」の設立の意見書を内閣官房長官に提出に関する陳情【別紙No.6】 ※議長の供覧にとどめる（先例・申合せ191（2））

8 一般質問について【別紙No.7】

- (1) 通告書 メールまたはUSBで事務局に提出
 ※質問項目は重複のないよう会派内で調整を行う（先例・申合せ119）
- (2) 質問時間 答弁を含み1人45分（個人質問）
- (3) 会派内順序 6月3日（金）までに事務局へ連絡

9 9月議会の決算審査案について

- (1) 決算特別委員（21人） ※議長、監査委員除く
- (2) 審査方法（分科会方式、事務事業評価）
- (3) 審査日程（5日間）
- (4) 特別委員会設置 6月27日（月） ※6月議会最終日

10 審議会委員の推薦について（依頼）

- (1) 亀岡市都市計画審議会委員
 - 依頼人数 5名
 - 任期 令和4年9月5日～2年間
 - 現委員 赤坂議員、小川議員、田中議員、藤本議員、菱田議員
※産業建設常任委員

11 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 消毒液の設置、マスク着用、検温等
 - (2) 会議中のドアの開放、CO2濃度測定
 - (3) アクリル板の設置
 - ※議長席、一般質問席、市長席、演壇ではマスクの着用なしで発言可
 - (4) 委員会への出席職員の抑制
 - (5) 本会議・委員会への傍聴自粛呼びかけ
 - (6) 市民憲章唱和の実施見合わせ } 解除
- 市民憲章唱和
 - 唱和代表：田中議員（他の議員及び理事者等は起立の上で黙読）

12 その他

- (1) 広報広聴会議の報告
- (2) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、広報プロモーション課）
- (3) 本日（5月30日）の会議予定
 - 議会運営委員会終了後、幹事会、会派会議、広報部会・広聴部会、広報広聴会議
- (4) 次回の議会運営委員会等
 - 6月13日（月）14：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）
 - 14日（火）本会議終了後 議会運営委員会・幹事会

令和4年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)における主な事業 ①+②+③+④= 24.3億円

① 原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者を支援する事業【新型コロナ臨時交付金を充当する事業】				2.6億円
款	主な事業	内 容		予算計上額
商工費	商工業振興対策経費	市内の店舗で利用できる、1世帯当たり5千円のクーポン事業(第4弾)を実施する経費		167,971千円
教育費	給食センター管理経費	小学校の給食原材料等の高騰に対応するため、学校給食センター運営委員会へ助成する経費		23,970千円
商工費	観光推進経費	湯の花温泉をはじめ市内宿泊施設に宿泊する国内旅行者(京都府民除く)への割引キャンペーンを実施する経費		21,000千円
総務費	バス交通関連経費	市内交通事業者への経営支援として、市民ノーマイカーDayの追加実施とタクシー初乗り運賃割引事業を実施する経費		15,200千円
農林水産業費	畜産振興関係経費	飼料価格の高騰により影響を受ける亀岡牛肥育農家に対し、飼料代高騰分の一部を助成する経費		15,197千円

② その他の新型コロナウイルス感染症対策事業【新型コロナ関連国庫補助金を充当する事業】				3.3億円
款	主な事業	内 容		予算計上額
衛生費	予防接種経費	新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのワクチン4回目接種に係る経費		242,948千円
民生費	生活困窮者自立支援事業経費	新型コロナウイルスの影響により生活が困窮する世帯に対して、生活困窮者自立支援金を支給する経費		60,005千円
民生費・教育費	特別保育事業経費・公立保育所等施設運営経費・幼稚園管理運営経費他	民間保育園・こども園、公立保育所、私立幼稚園、公立幼稚園等における感染症対策経費		32,885千円

③ 国庫補助金の内示など財源確保により実施する事業				15.2億円
款	主な事業	内 容		予算計上額
農林水産業費	畜産振興関係経費	亀岡GPセンターコンソーシアムを事業主体とする鶏卵処理施設建設事業に対して補助金を交付する経費【国費:10/10】		839,954千円
土木費	公園緑地整備事業費	亀岡運動公園長寿命化事業(水道本管の更新等)及び競技場照明施設新設事業【国費:概ね1/2】		273,000千円
土木費	道路新設改良事業費・橋梁維持経費・街路事業費	道路新設改良事業(保津外環状線、柏原森線他)、橋梁維持経費(大山橋修繕工事他)、街路事業(馬堀停車場篠線)【国費:概ね1/2】		158,799千円
教育費	「亀岡市デジタル文化資料館(仮称)」構築事業	文化資料館が所有する文化財等をデジタルコンテンツ化するデジタル文化資料館(仮称)の構築経費【国費:10/10】		200,000千円
総務費	電算管理経費	窓口予約システムの導入や、窓口へのタブレット端末導入によるデジタル窓口を整備する経費【国費:9/10】		17,677千円
消費費	消防施設整備事業費	耐震性貯水槽(40m ³)2基を篠町王子地内及び河原林町河原尻地内に整備する経費【国費:1/2】		19,100千円

④ その他の事業				3.2億円
款	主な事業	内 容		予算計上額
総務費	過年度還付金	令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る超過交付分の国庫補助金返還金		243,400千円
民生費	地域振興事業費	東部文化センター空調設備の更新及び新規キュービクルを設置する経費		44,267千円
農林水産業費	畜産振興関係経費	土づくりセンターにおけるダンプ1台及びマニアスプレッダー1台を導入する経費		9,630千円
民生費	災害救助経費	本年3月から断続的に発生した地震等により住宅に被害を受けた市民に対し、復旧に係る補助金を交付する経費		9,000千円

令和4年亀岡市議会定例会 6月議会日程表（案）

Ver. 040530

【議会期間22日間】

日付	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
5/27	金	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
28	土		
29	日		
30	月	(招集告示・当初議案送付) 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 終了後 会派会議、広報部会・広聴部会、広報広聴会議	議案概要、6/6の議事日程等
31	火		
6/1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月	10:00～ 【定例会開会】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、 会期決定、提案理由説明
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
14	火	10:00～ 【一般質問】（追加議案送付） 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時：質疑通告期限>	追加議案概要、 6/17の議事日程等
15	水	10:00～ 【一般質問】	
16	木	10:00～ 【一般質問】	
17	金	10:00～ 【一般質問等】	提案理由説明、質疑、付託
18	土		
19	日		
20	月	10:00～ 総務文教常任委員会	付託議案審査
21	火	10:00～ 環境市民厚生常任委員会	付託議案審査
22	水	10:00～ 産業建設常任委員会	付託議案審査
23	木	委員会（予備日） <10:00：意見書等提出期限>	
24	金	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議 <16:00：討論通告期限>	人事議案概要 人事議案概要、意見書案、 6/27の議事日程等
25	土		
26	日		
27	月	10:00～ 3常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 終了後 【定例会休会】（午後予定） 終了後 議長記者会見、広報部会・広聴部会	委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決等、議員表彰

〔亀岡市議会議席配置図〕

入口

傍聴席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記者席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

藤本 弘 ふじもと ひろし 17			木曾利廣 きそ としひろ 18		竹田幸生 たけだ ゆきお 19		齊藤一義 さいとう かずよし 20		西口純生 にしぐち すみお 21		菱田光紀 ひしだ みつり 22		石野善司 いしの ぜんし 23					
田中 豊 たなか ゆたか 7		並河愛子 なみかわ あいこ 8		山本由美子 やまもと ゆみこ 9		木村 勲 きむら いさお 10		赤坂マリア あかさか まりあ 11		三宅一宏 みやけ かずひろ 12		松山雅行 まつやま まさゆき 13		小川克己 おがわ かつみ 14		奥野正三 おくの しょうぞう 15		
長澤 満 ながさわ みつる 1		三上 泉 みかみ きよし 2		富谷加都子 とみたに かつこ 3						一問一答		浅田晴彦 あさだ はるひこ 4		大塚建彦 おおつか たてひこ 5		平本英久 ひらもと ひでひさ 6		

会計管理室長		市長公室長		石野副市長 いしの		桂川市長 かづらがわ						教育長		教育部長		病院事業管理者		まちづくり推進部長 まちづくり推進部 事業担当部長	
市民生活部長		環境先進都市推進部長		生涯学習部長		総務部長		政策企画部長		演壇				産業観光部長		病院管理部長		上下水道部長	
こども未来部長		健康福祉部長		参 与		財政課長		福井英昭 ふくい ひであき 議長		議会議務局長		議会事務局次長		総務課長		行政委員会 委員長等		議事調査係長	



〒 621-8501
京都府亀岡市安町野々神 8
亀岡市役所

亀岡市議会 議長殿

令和4年3月28日受理
(郵送)

別紙 No.3

令和4年(2022年)3月21日

陳 情 書

女性スペースを守る会 - LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 -
共同代表 飯野香里 / 井上恵子 / 永田マル / 山田響子

陳情者



住所
〒242-0021 神奈川県大和市中央 2-1-15-5 階
大和法律事務所内

女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情申し上げます。

陳情の趣旨

労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国(内閣府)に申し入れて頂きたく陳情するものです。

陳情の理由

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

よって、陳情の趣旨記載のとおり求めます。

なお、「趣旨採択」などの方法によっても貴議会が賛意を示してくださると幸いです。また、陳情者が貴自治体の住民でない場合に写しを議員配布にのみ行う規定がある場合には議会で議員発議を行い、同一または類似趣旨での意見を挙げて頂きたいお願い致します。

また、会の会則及び趣意書を添付致します。何かありましたら下記までお問い合わせ下さい。

F A X : 050-3385-4669 / メール : ask@womens-space.jp / 電話 : 046-263-0130

以 上

「女性スペースを守る会」設立趣意書

2021年9月18日

「女性スペースを守る会 — LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 —」の設立趣意は、次の通りです。

1. 今、国会では「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(第197回衆第12号)が閉会中審査とされ、自民党においてもLGBT理解増進法の策定が議論されています。

私たちは、誰もが幸福追求権・人格権を持ち、その権利は尊重されるべきものであると考えています。しかし、LGBTのうちの「T」であるトランスジェンダーにかかる『性自認』に関しては、十分な議論が必要だと考えます。

特に女性トイレなど女性スペースが守られるのかが心配で、ここに、私たちはこの会を足踏させました。

2. 私たちは今、この新法がこのまま成立すれば、不特定多数が利用する女性トイレを、身体が男性のままである女性を自認する者が、当然に利用できる権利が認められるかのような言説を各所で見かけ、不安と恐怖を感じています。女性自認者は法的には男性であり、身体違和感があることを条件としません。

法案の記者への説明では「男の格好をしたままの人が入ってくることはないから安心してほしい」とも言われますが、それは逆に言えば「女の格好をすれば実質、どの男も入れるようになる」ということになります。

そもそも、「女の格好だから女」というのは、「性の多様性」を尊重する法律であるのにこれを否定する説明であり、明らかに自己矛盾しています。女性の中にもいわゆる男らしい態度と体格を持つ人も、男性の中にもいわゆる女らしい仕草や体形を持つ人がいる、それをそのままに尊重し、差別しないことが「性の多様性」を承認することであると私たちは考えます。

3. わが国には2003年成立の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法」があり、既に約1万人の方々性別変更を果たしています。それぞれの幸福追求権を保障するものとして、貴重な法律です。

しかし、性自認の問題はこれとまったく異なります。中には未成年や手術が健康上できないということなどから性別変更できず「トランスジェンダー」になっている方もいるでしょう。ですが、「トランスジェンダー」の中には、自らの身体に違和感を感じず、手術を考えてもいない人も多くいます。

冒頭の法案では「性自認=自己の性別についての認識をいう」と定義されているだけであり、身体違和感ある人とは限定されていません。

すなわち、冒頭法案のうち性自認に関わる部分は、しばしば「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の延長のごとく誤解されてしまいますが、その観点とはまったく異なった新しい「性自認」という概念・主張に基づく法案なのです。

4. どうかお考えください。

たとえ理念法であったとしても影響力は大きく、身体的に男性である「女性自認者」は、女性スペースの利用を公認されたと解釈して女性用スペースに入ってくるでしょう。そして、女性自認者と女性らしい装いの男性、更に良からぬ目的で入ってくる男性とは、外見からは区別できません。男性の中の一部に危うい人がいるのと同様に、女性自認者と女性らしい装いの男性の中にも危うい人はいるでしょう。この指摘は差別でもなんでもありません。その結果、危うい人が女性スペースに入ることがより容易になります。

もとより、女性自認者かどうか、また身体女性なのかどうか、更にその性的指向は男性なのか、女性なのかなどは入り口で確認などできませんし、人権上確認して良い筈もありません。不信を感じたとしても、入ることを公認された「女性自認者」かもしれないと躊躇し、従前より通報しにくくなります。警察もひるまない筈はありません。

いわゆる経産省トイレ裁判での、東京高裁の2021.5.27判決では、女性自認者の権利・法益と、女性らの権利・法益とが衝突する場面なのだとして正しく指摘し、原告の請求を認めませんでした。その第一審2019.12.12の東京地裁判決では原告の主張を認めましたが、手術はしていないものの性同一性障害の特定人(原告)の勤務先である経産省内の特定トイレの使用という限定的な状況であったので認めたものです。すなわち、高裁判決によればもちろん、この地裁判決によったとしても、不特定多数が使う公衆の女性トイレを女性自認者が使えていい筈だ、ということにまったくなりません。

それが、今回の新法により、実質的には女性の装いをする男性の誰もが、不特定多数が利用する女性スペースに入れるようになって良いのでしょうか。

さらに「女性自認者」と装いとは関係ないのですから、男性が自由に入れるようになる恐れがあります。海外ではそのようなトラブルも既に起こっています。

5. 女性トイレなどの女性スペースは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、勝ち取ってきたスペースです。

女性スペースでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。女性トイレがもし身体男性にも開かれるのであれば、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室の盗撮被害の増加や盗聴さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されることも増えるでしょう。警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすくなるのでは、という懸念もあります。

他方、女性自認者からは、男性トイレでは他の男性に違和感を持たれて入りにくい、女性と自認しているのに男性と分かってしまうのが辛いということから、女性トイレの使用を求めるとしています。

この両者の法益の重さを比較して下さい。女性の法益の方がより保護されるべきなのは、明らかではないでしょうか。

まして、女性自認者の法益尊重は、別の方法でほとんど解決できます。「女」「男」の他に「オールジェンダートイレ」を作る、様々な多様性ある男性の課題として当面、男性トイレを「男女」などと変更することによって可能です。男性からは女性自認者に対して違和感はあるけれども恐怖感はなく、女性自認者も「男女」などとすることにより入りやすくなります。女性自認者の法益は、このように別の方法にて確保できるのです。

冒頭の法案では、女性という性自認が「尊重」されることから、女性自認者が女性トイレに入ると解釈されやすいので、見直しが必要なのは当然ではないでしょうか。

6 また「性自認」をめぐるのは、女性トイレの他にも様々な課題があります。

女性用公衆浴場・温泉での問題、DV シェルターの問題、女子スポーツでの公平性、女子大、政党におけるパリティ（男女同数制）、各所のいわゆる「女性枠」の問題や、男性自認者（身体・法的には女性）を含めて刑務所等、自衛隊での扱い、統計の問題など多岐にわたります。医療現場での混乱も予想されます。

その一部は、理念法とは別に個別に議論され決められていくかもしれませんが、課題が山積していることは間違いがなく、国会で十分に議論されるべきものだと考えます。「理念法だから」と軽視して、議論も不十分なままに進めるは国会の責務に反し、後の混乱を招来するだけです。

7 これまで、「女性らしい装いの男性」が女性トイレを時に利用していることを知っておりながら、それを甘受してきた女性もいます。それはその方を傷つけたくなかったこと、トラブルを避けたかったからですが、時に不安を覚えることもありました。

しかし今、冒頭の法案が審議されるうえで、私たちは、女性自認者や「女性らしい」装いの男性が女性トイレ等を使用することを公に認めるべきでないことを、明確にするほかないと考えます。

あわせて、諸々の課題がある「性自認」については、ここで立ち止まり、広く国民の議論を喚起しつつ、十分な国会審議をされるよう求めます。

ここに本会の趣意書とします。

以上

会 則

- 1 (名称) この会は、「女性スペースを守る会—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—」と称する。
- 2 (事務所) この会は、神奈川県大和市に置く。
- 3 (目的) この会は、別紙趣意書における内容を目的とする。
- 4 (事業) この会は、前項の目的を達するために、各政党、国会、行政、各自治体その他社会全体において必要な活動を行う。
- 5 (賛同者) この会の目的に賛同する者は、同趣旨のネット署名等に賛同することにより賛同者となることができ、事務局への連絡により退会する。
- 6 (経費) この会に必要な経費は、寄付によってまかなう。
- 7 (役員) この会の役員として、共同代表4人以上、事務局1人並びにその他の役員を置く。その任期は、成立後1年とし、再任等を妨げない。
- 8 (運営) この会の方針決定並びに役員を選任・解任は、役員の過半数が了解した賛同者による告知したインターネット上のテレビ会議等により、その過半数をもって定める。ただし全員一致の了解を目指すものとする。
上記会議の参加者らは、会議等により知り得た個人情報、その許可なく第三者に提供してはならない。
- 9 (会計) 会計年度は暦年により、会計は年初めに、前項の会議に報告する。
- 10 (改正) この会則は、第8項の会議にて、その出席者の3分の2以上の特別議決により変更ができる。
- 11 (解散) この会は、会の目的を達したとき、又は前項の特別議決により解散する。
- 12 (付則) この会則は、2021年9月18日のこの会の成立から適用する。

2021年9月18日

令和4年7月12日受理
(郵送)

別紙 No.4

令和4年3月28日

亀岡市議会議長 殿

東京都千代田区平河町 2-6-4 海運

海事振興連盟

会長 衛藤



国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出願いたい。

謹啓 貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案として

その成立を期することいたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人々に向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

本状送付先:都道府県議会議長、市町村議会議長

写送付先:都道府県知事、市町村長

(注:市町村には東京 23 区も含む)

賛同している当連盟副会長

副会長	塩谷 立	衆議院議員
副会長	二階 俊博	衆議院議員
副会長	額賀 福志郎	衆議院議員
副会長	甘利 明	衆議院議員
副会長	村上 誠一郎	衆議院議員
副会長	石破 茂	衆議院議員
副会長	松本 剛明	衆議院議員
副会長	前原 誠司	衆議院議員
副会長	玉木 雄一郎	衆議院議員
副会長	枝野 幸男	衆議院議員
副会長	海江田 万里	衆議院議員
副会長	石井 啓一	衆議院議員
副会長	馬場 伸幸	衆議院議員
副会長	宮沢 洋一	参議院議員
副会長	山口 那津男	参議院議員
副会長	増子 輝彦	参議院議員
副会長	山本 順三	参議院議員

本件に関するお問い合わせ先:

海事振興連盟 事務局 担当:石川 尚

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル

電話:03-3265-1926 FAX:03-3265-0867

Eメール:renmei@jsanet.or.jp

参 考

意見書のサンプル(一例)

令和4年〇月〇日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

〇〇〇議会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上

(海事振興連盟事務局注)

内閣総理大臣宛に提出いただいた意見書の写をFAXまたは電子メールにて当連盟事務局にご送付いただけましたら幸いです。

(宛先 FAX:03-3265-0867、電子メール:renmei@jsanet.or.jp)

参考:地方自治法 第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

団体名：辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会

代表者：小宮勇介

住所：兵庫県三田市武庫が丘2-15-3

電話：090-3928-7596

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

(陳情趣旨)

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で50年です。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いています。この国の米軍専用施設の70%以上が国土面積0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからです。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものでありません。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきました。2019年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけにNOを示しました。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めています(2010年4月6日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6)。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とぎれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言えます。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしましたが、戦後も同様の構図を維持するからです。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復しますが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされました。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはなりません。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まりました。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島(琉球弧)全体の軍事化が進められています。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だということです。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのです。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者です。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しません。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはなりません。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことです。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきです。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策です。

以上のような観点から、喫緊の課題として、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国および国会に提出されるように陳情します。

(陳情項目)

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書（案）

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で 50 年である。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いている。この国の米軍専用施設の 70%以上が国土面積 0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからである。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではない。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきた。2019 年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけに NO を示した。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めている（2010 年 4 月 6 日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6）。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とざれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言える。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしたが、戦後も同様の構図を維持するからである。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復したが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされた。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはならない。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まった。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島（琉球弧）全体の軍事化が進められている。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だということである。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのだ。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者である。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しない。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはならない。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことである。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきである。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策である。

よって、本議会は、国および国会に対し、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2022 年〇月〇日

〇〇〇〇議会議長 〇〇〇〇

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

各議会 議長さま

日々、住民の平和で豊かな暮らし、安全な環境を守るためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

軍隊を有する私たちの世界から戦争という存在が途絶えたことはありませんが、そのことを思うにつけ、いま頭をよぎるのは、圧倒的に不平等な基地負担を押しつけられている沖縄の現状です。ウクライナの状況を見ていると、戦争では「基地」が真っ先に攻撃を受けること、その周辺に住む住民はあっという間に逃げ場を失い、命を失うことがわかります。私たちはかつて沖縄を「捨て石」にして国を守ろうとしたことがあります。私たちは、そのような歴史を二度と繰り返してはならないと思います。

日本国憲法の前文に記されていますように、私たち国民には、主権者として政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように全力をあげて平和を成就させるために努める責任があります。また、法の下での平等という憲法の理念のもと、社会に生きる誰一人として不当な差別にさらされることのないよう努めることも私たち国民の責任です。安全保障の問題は国の専権事項であるので私たち国民は意見を言えないということはありません。

圧倒的に不平等な基地の集中によって、長きにわたり、沖縄の人々の平和で安全な暮らしが脅かされ続けています。これ以上、沖縄の人びとが危険な環境にさらされることのないよう、貴議会におきましても、真摯にこの問題と向き合い、国に意見書を提出することによって憲法に定められた国民の責任を果たして下さいますようお願い申し上げます。なにとぞ、ほんとうの平和を願う国民の思いをくみ取り、この陳情について真摯に議論して下さることを心よりお願い申し上げます。

2022年5月6日

辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会

小宮勇介

(以下、「連絡会」の構成団体)

沖縄差別を解消するために沖縄の米軍基地を大阪に引き取る行動

本土に沖縄の米軍基地を引き取る福岡の会

沖縄問題を考える上五島住民の会

沖縄に应答する会@新潟

沖縄の基地を引き取る会・首都圏ネットワーク(東京・神奈川)

沖縄に应答する会@山形

沖縄差別を解消するために沖縄の米軍基地を兵庫に引き取る行動

沖縄に应答する会@埼玉

沖縄の基地を考える会・札幌

沖縄に应答する会@あきた

令和4年5月16日 受理

(郵送)

別紙 No.6

「対外的情報省」の設立の意見書を内閣官房長官に
提出に関する陳情

要旨

2月24日、ロシア連邦のウクライナへの武力侵攻が勃発、日本国内では戦後の国際平和の時代が終焉をするのではと、国民の間に不安感が漂っています。

国際状況の激変に、我が国が対処するには、「対外的情報省」を設立する事が肝要と考えます。亀岡市議会は「対外的情報省」の設立の意見書を、内閣官房長官に提出して下さい。

理由

今日の東アジアの情勢も、戦後の状況から激変し、北朝鮮は朝鮮戦争以降、日本人拉致事件を引き起こし、独裁体制維持の為、核、弾道ミサイル開発を推進しております。

経済大国中国は、台湾問題では一つの中国の政策を掲げ、台湾統一の武力侵攻も否定はしていません、又我が国とは、尖閣諸島の領土問題を抱えています。

ロシアとは北方領土問題が未解決で、日露平和条約は未だ未締結です。この様な、東アジアの情勢は混沌としており、日本の国家と国民の安全保障に重大な影響を及ぼしています。

この為に、「対外的情報省」を設立し、アメリカを中心とする民主主義国家と連携し、東アジアの情勢を把握、軍事情報を共有する事です。

亀岡市議会は「対外的情報省」の設立の意見書を内閣官房長官に提出して下さい。

上記のとおり陳情書を提出します。

令和4年5月10日

亀岡市議会議長

福井 英昭 様

社会の歪を鋭く追及

政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

愛知県安城市百石町2丁目17の6

〒446-0044 ☎0566-76-7465

